

# 藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年2月5日  
藤岡市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

藤岡市においても、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は東西に長い地形で平地と中山間地が存在し、それぞれの地域によって農地の利用状況等が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

そのために法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、平成29年度から平成34年度の6か年間の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を以下のとおり定める。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	1,890ha	116ha	6.1%
3年後の目標 (平成32年4月)	1,884ha	110ha	5.8%
目 標 (平成35年4月)	1,879ha	104ha	5.4%

#### 【目標設定の考え方】

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、遊休農地解消を達成する。1年間の遊休農地解消面積は、2ヘクタールを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の連携による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を毎年9月から10月に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受けて、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への橋渡しを行う。

③ 非農地判定について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	1, 8 9 0 ha	4 8 2 ha	2 5. 5 %
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	1, 8 8 4 ha	5 6 3 ha	3 0. 0 %
目 標 (平成 35 年 4 月)	1, 8 7 9 ha	6 4 4 ha	3 5. 0 %

【目標設定の考え方】

「藤岡市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（平成 2 8 年 1 1 月作成）」の中の「効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」は、本市の農用地の 4 6 パーセントとなっている。上記目標年次は 1 0 年先で当指針も将来的な目標とするが、当面平成 2 9 年度から平成 3 4 年度まで 6 年間かけて、上記目標値を達成する。1 年間の担い手への農地利用集積は、2 7 ヘクタールを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。

② 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度を活用した農地集積事業の普及に努める。

具体的には、担い手農家と農地の所有者との利用調整を行い、基準や条件があったときは農地中間管理機構の事業を活用して農地の集積を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 4 月)	3 経営体	1. 1 ha
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	9 経営体	2. 6 ha
目 標 (平成 35 年 4 月)	1 5 経営体	4. 6 ha

#### 【目標設定の考え方】

過去三年間の実績より、平成29年度から平成35年度まで6年間かけて12経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は2経営体とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

藤岡市農林課及び農村整備課、多野藤岡農協、藤岡地区農業指導センター等と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

#### 4. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。